

## ○大妻女子大学学生の留学に関する内規

平成 8 年 3 月 15 日  
制定

(総則)

第 1 条 この内規は、大妻女子大学学則(昭和 48 年 4 月 1 日制定)第 22 条の 2 第 6 項の規定により、学生の留学について必要な事項を定める。

(留学先の大学)

第 2 条 留学先の大学は、外国の大学又は外国の高等教育研究機関のうち大学に相当するもの(短期大学に相当するものを含む。)として学長が認定したものとす。

(出願資格)

第 3 条 留学を希望する者は、本学に半年以上在学していなければならない。

(出願手続)

第 4 条 留学を希望する者は、原則として 6 月末又は 12 月末までに次の書類をクラス指導主任を経て学部長に提出しなければならない。

- (1) 留学許可願(本学指定用紙)
- (2) 留学先大学発行の入学許可証又は受入許可書
- (3) 留学計画書及び履修予定科目一覧
- (4) 留学先大学の概要が記載された書類及び講義要綱等

(留学の許可)

第 5 条 学部長は、提出された書類について教務委員会の意見を徴し、留学が当該学生にとって教育上有益と認められる場合は、教授会の議を経て許可するものとする。

(留学期間)

第 6 条 留学の期間は 1 年以内とする。

(留学終了の手続)

第 7 条 留学を終了した者は、留学修了届をクラス指導主任を経て学部長に提出しなければならない。

2 留学先大学で修得した授業科目の単位の認定を希望する者は、留学修了届とともに次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定願(本学指定用紙)
- (2) 留学先大学発行の成績証明書又は単位修得証明及び評価基準を示す書類
- (3) 当該修得科目の授業内容及び授業時間数を証明する書類

(単位認定)

第 8 条 学部長は、提出された書類について、教務委員会による単位認定案を教授会に諮るものとする。

2 単位の認定は、学則第 22 条の 2 第 3 項の定めるとおりとする。

3 認定した単位の評価は、すべて「認」として処理するものとする。

(帰国後の履修取扱い)

第 9 条 帰国した年度の後期開講科目の履修を希望する者については、所定の日に履修登録を認めるものとする。

2 留学先大学の学年暦の差異によって生ずる履修上の取扱いについては、教務委員会の定めるところとする。

(留学許可の取消し)

第 10 条 学部長は、留学生について次のいずれかに該当する場合には、教授会の議を経て留学許可を取り消すことができる。

- (1) 留学の成果が上がらないと認められたとき
- (2) 本学学生としての本分に反したとき

(補則)

第 11 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は教務委員会が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「学生の海外留学に関する取扱い内規」は、廃止する。

附 則

- 1 この内規は、平成 18 年 11 月 16 日から施行する。